

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				現 行			
(使用料の減免)				(使用料の減免)			
第14条 (略)				第14条 (略)			
2 使用料の減免を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料減免申請書(別記第8号様式。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が適当と認めるときは減免申請書の提出を省略することができる。				2 使用料の減免を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料減免申請書(別記第8号様式。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、 <u>前項第2号及び第3号の施設については</u> 、教育委員会が適当と認めるときは減免申請書の提出を省略することができる。			
3 (略)				3 (略)			
別表(第12条)				別表(第12条)			
音楽ホール付属設備使用料				音楽ホール付属設備使用料			
品名		単位	1回の使用料 (単位:円)	品名		単位	1回の使用料 (単位:円)
照明設備	調光装置	1式	<u>3,300</u>	照明設備	調光装置	1式	<u>3,240</u>
	操作卓	〃	<u>1,100</u>		操作卓	〃	<u>1,080</u>
	ボーダーライト	〃	<u>2,200</u>		ボーダーライト	〃	<u>2,160</u>
	第1サスペンションライト	1台	<u>220</u>		第1サスペンションライト	1台	<u>210</u>
	第2サスペンションライト	〃	<u>220</u>		第2サスペンションライト	〃	<u>210</u>
	アッパーホリゾンライト	1式	<u>1,100</u>		アッパーホリゾンライト	1式	<u>1,080</u>
	ローアホリゾンライト	〃	<u>1,100</u>		ローアホリゾンライト	〃	<u>1,080</u>

改正後				現行			
	サイドフロントライト	1台	<u>220</u>		サイドフロントライト	1台	<u>210</u>
	センターピンスポットライト	〃	<u>550</u>		センターピンスポットライト	〃	<u>540</u>
	天井反射板ライト	1式	<u>2,200</u>		天井反射板ライト	1式	<u>2,160</u>
	コンダクターライト	1台	<u>550</u>		コンダクターライト	1台	<u>540</u>
	シーリングライト	1式	<u>2,200</u>		シーリングライト	1式	<u>2,160</u>
	舞台効果器	1台	<u>1,100</u>		舞台効果器	1台	<u>1,080</u>
音響設備	調整卓	1台	<u>1,100</u>	音響設備	調整卓	1台	<u>1,080</u>
	MDデッキ	〃	<u>880</u>		MDデッキ	〃	<u>860</u>
	CD-RWプレーヤ	〃	<u>1,100</u>		CD-RWプレーヤ	〃	<u>1,080</u>
	カセットテープデッキ	〃	<u>880</u>		カセットテープデッキ	〃	<u>860</u>
	ポータブルミキサー	〃	<u>1,100</u>		ポータブルミキサー	〃	<u>1,080</u>
	グラフィクイコライザー	1台	<u>880</u>		グラフィクイコライザー	1台	<u>860</u>
	デジタルリバーブ	〃	<u>880</u>		デジタルリバーブ	〃	<u>860</u>
	3点吊りマイク	1基	<u>660</u>		手動式3点吊りマイク	1基	<u>640</u>
	ステージスピーカー	1台	<u>330</u>		ステージスピーカー	1台	<u>320</u>

改正後				現行			
	ステージモニタースピーカー	〃	<u>550</u>		ステージモニタースピーカー	〃	<u>540</u>
	ダイナミックマイクロホン	1本	<u>660</u>		ダイナミックマイクロホン	1本	<u>640</u>
	ワイヤレスマイクロホン	〃	<u>1,100</u>		ワイヤレスマイクロホン	〃	<u>1,080</u>
	卓上マイクロホン	〃	<u>880</u>		卓上マイクロホン	〃	<u>860</u>
	マイクスタンド	〃	<u>440</u>		マイクスタンド	〃	<u>430</u>
舞台設備	絞り ^{どん} 緞帳	1張	<u>1,100</u>	舞台設備	絞り ^{どん} 緞帳	1張	<u>1,080</u>
	吊り物バトン	1列	<u>330</u>		吊り物バトン	1列	<u>320</u>
	バック幕	1枚	<u>550</u>		バック幕	1枚	<u>540</u>
	Horizont幕	〃	<u>550</u>		Horizont幕	〃	<u>540</u>
	平台	1台	<u>220</u>		平台	1台	<u>210</u>
	開き足	〃	<u>110</u>		開き足	〃	<u>100</u>
	箱足	〃	<u>110</u>		箱足	〃	<u>100</u>
	ヒナ段蹴込パネル	1式	<u>550</u>		ヒナ段蹴込パネル	1式	<u>540</u>
	演台	〃	<u>1,100</u>		演台	〃	<u>1,080</u>
	指揮者台	1台	<u>330</u>		指揮者台	1台	<u>320</u>

改正後				現行			
	指揮者譜面台	1脚	<u>220</u>		指揮者譜面台	1脚	<u>210</u>
	演奏者譜面台	〃	<u>110</u>		演奏者譜面台	〃	<u>100</u>
	譜面灯	1灯	<u>110</u>		譜面灯	1灯	<u>100</u>
	コントラバス用椅子	1脚	<u>110</u>		コントラバス用椅子	1脚	<u>100</u>
	国旗、市旗	1枚	<u>110</u>		国旗、市旗	1枚	<u>100</u>
楽器	ピアノ（ヤマハCF）	1台	<u>5,500</u>	楽器	ピアノ（ヤマハCF）	1台	<u>5,400</u>
	〃（スタインウェイD-274）	〃	<u>8,800</u>		〃（スタインウェイD-274）	〃	<u>8,640</u>
その他	16ミリ映写機	1式	<u>2,200</u>	その他	16ミリ映写機	1式	<u>2,160</u>
	プロジェクター（レンズ付き）	1台	<u>2,200</u>		プロジェクター（レンズ付き）	1台	<u>2,160</u>
	小型プロジェクター	〃	<u>1,100</u>		小型プロジェクター	〃	<u>1,080</u>
	BD/DVDプレーヤ	〃	<u>1,100</u>		BD/DVDプレーヤ	〃	<u>1,080</u>
	映写スクリーン	1式	<u>1,100</u>		映写スクリーン	1式	<u>1,080</u>
	持込機器用電源	1キロワット	<u>110</u>		持込機器用電源	1キロワット	<u>100</u>
備考 持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。				備考 持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。			

附 則（平成X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第2項ただし書中「、前項第2号及び第3号の施設については」を削る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。